

沼津市「認知症を知るための講演会」開催業務委託 公募仕様書

1. 委託業務の名称

沼津市「認知症を知るための講演会」開催業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日

3. 目的

認知症は誰もがなる可能性のある病気であり、働き盛り世代が認知症や認知症介護について“自分事”として捉え、意識の変容を促すことを目的に働き盛り世代を対象とした講演会を開催する。

4. 概要

(1) 講演会対象者

市内在勤在住の20代～50代

(2) 開催日時・会場

開催日：令和8年2月14日（土）14:00～15:30

会場：プラサヴェルデ コンベンションホール B

(3) 定員

400人

5. 業務内容

(1) 講演会の企画・準備（講師調整・選定含む）

- ・講演会までの流れについてスケジュール表を作成し、委託者に提出すること。
- ・業務目的を達成するための企画や講師選定を行うこと。
- ・委託者と講師との調整を行うこと。

(2) 講演会周知

- ・受託者の創意工夫により、対象者に伝わる方法で周知を行うこと。
なお、周知に係る費用は受託者で負担すること。
- ・申込み受付は委託者が指定した方法で実施すること。

(3) 講演会の開催運営

- ・当日の受付・誘導等をはじめとした運営については、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・災害等、有事の際における緊急対応マニュアルを作成すること。

(4) 実施報告

- ・業務終了後速やかに、業務期間中の委託者との協議記録等、行事開催日当日の実施内容、記録写真及び集計結果等を添えて業務完了報告書を提出すること。

6. 費用について

契約金額には、沼津市「認知症を知るための講演会」の開催に要する一切の費用を含むものとする。(受付、出演者・スタッフの人件費(源泉所得税を含む)、交通費、食事代等)

ただし、下記会場利用料等の経費については、委託者が負担することとする。

委託者負担分

会場使用料	コンベンションホール B
備品使用料	移動ステージ B、音響セット B、演台(中)、プロジェクターA、ワイヤレスマイクセット

上記以外の備品等の使用が必要な場合は、受託者が負担すること。

7. 事業の経理等

- (1) 受託者は、本事業が介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に基づく在宅医療・介護連携事業において実施されることを十分に理解し、事業を適正かつ明確に執行し、その経理にあたっては、他からの補助金・負担金・委託料等の収入を受けるものについては、対象外経費として区分し、帳票等を分類すること。
- (2) 委託事業に係る関係書類等は、委託期間満了後の翌年度 4 月 1 日から起算して、5 年間保存すること。

8. その他

- ・沼津市業務委託契約約款および本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- ・受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ・著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないように十分留意しなければならない。
- ・受託者は、委託者及び関係者と打合せの場を設ける等、定期的に情報交換を行うとともに、本業務の実施の進捗状況報告を行う等、随時委託者と調整を図らなければならない。